

会 見 年 月 日	令和5年3月24日（金曜日）		
担 当 課	教育委員会こども育成課	（担当者名：近藤）	
問い合わせ先	TEL：0791-43-7065	（内線：2335）	FAX：0791-43-6895

保育所等における使用済みおむつの処分について

1. 趣 旨

現在、保護者に持ち帰っていただいている保育所、幼稚園の使用済みおむつを保育所等において処分し、保護者の負担軽減を図ります。

2. 内 容

（1）開始時期

令和5年4月

（2）対象施設

赤穂市立保育所・幼稚園

（3）目的

①保護者の負担軽減

②保育士の使用済みおむつの仕分け業務の軽減

（4）その他

引き続き便の状態や回数を保護者に伝え、子どもの健康状態を共有してまいります。